

ネーミングライツパートナー
選考基準
【柳島スポーツ公園総合競技場】

茅ヶ崎市

目次

I	総則.....	1
II	選考体制.....	1
III	選考方法概要.....	1
IV	資格選考（資格要件の確認）	1
V	提案選考（提案内容の評価）	2
	(別紙)	

I 総則

このネーミングライツパートナー選考基準（以下「選考基準」という。）は、「ネーミングライツ導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者を公正に選考するためのものである。

II 選考体制

関係部局の職員からなる「ネーミングライツパートナー選考委員会」（以下「選考会」という。）を設置し、選考会において選考を実施する。

なお、選考会は、次の委員をもって組織する（「選考会設置要綱」参照）。

委員長	企画政策部長
副委員長	経営総務部長
委員	くらし安心部長
委員	文化スポーツ部長

III 選考方法概要

「優先交渉権者の選定」（別紙参照）の選考方法は、資格選考（資格要件の確認）及び提案選考（提案内容の評価）により実施する。

IV 資格選考（資格要件の確認）

資格選考は、次の1～4を確認し、ネーミングライツパートナーとしての適否を判断する。

1～4のうち、一つでも資格不備の場合には、応募者を失格とする。

資格選考のうち、1～4については、該当施設等の所管課が、応募者が提出した応募書類等に基づき、資格要件の確認を行い、結果を選考会に報告する。

1 応募方法

(1) 募集期間内の応募か否かであるかの確認を行う（本ネーミングライツパートナー募集要項参照）。

(2) 次の申込書及び関係書類の確認を行う。

ア ネーミングライツパートナー申込書

イ 社会貢献（地域貢献）への取り組み

ウ 地域要件確認書

エ 希望するパートナーメリット ※提案希望者のみ提出

オ 定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

カ 主たる事業所の直近3箇年分の国税及び地方税（法人税・消費税・地方消費税・法人住民税・事業税・事業所税）の未納がない旨の申立書

納税義務のないものにあつては納税義務がない旨の申立書

2 愛称付与の条件

市が募集要項に定める条件（施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど）を満たした愛称であるかの確認を行う（本ネーミングライツパートナー募集要項参照）。

3 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれにも該当しないかの確認を行う。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性・宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

4 応募・申請資格（施設等所管課による確認）

募集要項に定める応募資格をすべて満たしているかの確認を行う。

V 提案選考（提案内容の評価）

提案選考は、次の方法により選考会にて行うものとする。

【指定管理者制度等導入施設（指定管理者を同時公募する場合以外）】

- ① IVの資格選考で資格要件を満たしている応募者を対象に、次の「愛称」（120点）、「社会貢献（地域貢献）の取り組み」（40点）、「地域要件」（60点）、「ネーミングライツ料」（180点）の各選考項目について、評価ポイントに基づき評価を行い、各評価ポイントが設ける配点において、その評価の点数化を行う。
- ② 点数化の結果、各委員の合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、次点以下の順位についても決定する。また、各委員の合計点数が240点未満の場合には、応募者を失格とする。

(1) 愛称（配点：120 点） ※委員 1 名 30 点×委員数

愛称について、次のとおり、「分かりやすさ」（10 点）・「呼びやすさ」（10 点）・「施設等のイメージと合っているか」（10 点）といった評価ポイントから、5 段階評価を行い、その評価点を 2 倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
愛称（合計 30 点）						
分かりやすさ（※ 1）（10 点）	1	2	3	4	5	評価点×2
呼びやすさ（※ 2）（10 点）	1	2	3	4	5	評価点×2
施設等のイメージと合っているか（10 点）	1	2	3	4	5	評価点×2

※1 分かりやすさとは、理解できる、簡単である（複雑でない）ことをいう。

※2 呼びやすさとは、親しみやすい、読みやすい、聞き取りやすいことをいう。

(2) 社会貢献（地域貢献）の取り組み（配点：40 点） ※委員 1 名 10 点×委員数

社会貢献（地域貢献）の取り組みについて、次のとおり「理念」（5 点）・「実績及び今後の計画」（5 点）といった評価ポイントから、5 段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
社会貢献（地域貢献）の取り組み（合計 10 点）						
理念（5 点）	1	2	3	4	5	評価点×1
実績及び今後の計画（5 点）	1	2	3	4	5	評価点×1

(3) 地域要件（配点：60 点）

地域要件について、応募者の事業所（※）が市内に存する場合は、評価点として 60 点を付与する。

※事業所とは、本店、支店、営業所、工場等その他これらに類する事業活動の拠点をいう。

(4) ネーミングライツ料（配点：180 点）

ネーミングライツ料について最も高い金額を提案した応募者に、配点の満点である 180 点を点数とする。

他の応募者の点数は、そのネーミングライツ料を最も高いネーミングライツ料で除して算出した率を配点の満点である 180 点に乗じて得た点数とする。

また、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料の 50% 以下の場合は、0 点とする。

【基本算定式】 $180 \text{ 点} \times (\text{提案ネーミングライツ料} \div \text{最高提案ネーミングライツ料}) = \text{点数}$

【例①】 市：100 万円、A 者：200 万円、B 者：150 万円、C 者 50 万円

A 者： $180 \text{ 点} \times (200 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 180 \text{ 点}$

B 者： $180 \text{ 点} \times (150 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 135 \text{ 点}$

C 者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の 50% 以下 = 0 点

【例②】 市：100 万円、A 者：80 万円、B 者：50 万円

A 者： $180 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 80 \text{ 万円}) = 180 \text{ 点}$

B 者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の 50% 以下 = 0 点

【例③】 市：100 万円、A 者：80 万円、B 者 60 万円

A 者： $180 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 80 \text{ 万円}) = 180 \text{ 点}$

B 者： $180 \text{ 点} \times (60 \text{ 万円} \div 80 \text{ 万円}) = 135 \text{ 点}$

